

## 第 252 回 個人情報保護審議会全体会 会議録

1 日時 令和 8 年 4 月 16 日（木）午後 2 時から午後 2 時 55 分まで

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P 1 会議室

3 出席者

(委員)

荒木委員、植松委員、奥村委員、小岩井委員、丹羽委員、林委員、堀田委員

(事務局)

西河行政部長、川田公開制度等担当課長、岡田公開制度等担当課長代理、  
石丸担当係長、山本担当係長、栗本係員

4 議題

- (1) 会長の選出及び会長代行の指名について
- (2) 部会の設置並びに部会長及び部会長代行の指名について
- (3) 個人情報保護審議会における審議状況及び審議会の運営について

5 会議内容

### 【川田公開制度等担当課長】

総務局行政部公開制度等担当課長の川田でございます。

皆様方には、個人情報保護審議会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

本日は、委員の改選に伴い、新たな体制となって初めての審議会となります。新会長が選出されるまでの間、私の方で進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、開催にあたりまして、西河行政部長からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

### 【西河行政部長】

行政部長の西河でございます。審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、大阪市個人情報保護審議会の全体会にご出席を賜り、ありがとうございます。

この 4 月は、委員改選のタイミングでございましたので、引き続き当審議会の委員をお引き受けいただきました林委員・小岩井委員・堀田委員に加えまして、新たに小林委員・植松委員・丹羽委員・荒木委員・奥村委員の 5 名に、ご就任いただいたところでございます。

本日は、新たな体制になって 1 回目ということで、委員の皆様全員にご出席いただく全体

会とさせていただきます。

委員の皆様には、会長の選出及び会長代行の指名、部会の設置並びに部会長・部会長代行の指名を行っていただき、その後、事務局より、本審議会の運営につきまして、ご説明させていただきます。

本審議会の状況についてでございますが、審査請求に関しまして、本年3月末現在で、282件と非常に多くの案件が係属しております。そして、その8割5分以上（87.9%）が、特定の方からの請求となっております。

このような状況に対応するため、私ども事務局といたしましても、同一人に係る案件を一括してご審議いただくなど、委員の皆さまによる審議が効果的に行われるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、これからの本委員会の審議・運営に、委員の皆さまのお力添えをお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 【川田公開制度等担当課長】

まず、本日の議事につきまして、公開・非公開の取扱いを説明させていただきます。

大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例第61条では、審議会の調査審議手続きは公開しないと定めております。

議事(1)～(3)の「会長の選出及び会長代行の指名」、「部会の設置並びに部会長及び部会長代行の指名」及び「個人情報保護審議会における審議状況及び審議会の運営」につきましては、調査審議の手続きではありませんので公開で行うこととします。

議事(4)以降については調査審議に影響を及ぼす内容であることから、非公開で審議を行います。

なお、公開の方法は、個人情報保護審議会審議要領第2条の2の規定により、会議の傍聴を認めることにより行うこととします。

この度の委員の異動に係るご報告でございますが、岡澤委員、篠原委員、野田委員、塚田委員、矢口委員におかれましては、この3月31日をもって任期を終えられ、御退任されました。

新たに、関西大学法学部教授の荒木修委員、立命館大学法学部教授の植松健一委員、弁護士の奥村裕和委員、弁護士の小林美紀委員、龍谷大学法学部教授の丹羽徹委員を審議会委員としてお迎えしております

なお、本日はご所用により植松委員はWebでの参加、小林委員はご欠席となりますことをあわせて報告させていただきます。

また、前任期から引き続き審議会委員をお願いしております委員を紹介させていただきます。

弁護士の小岩井理史委員でございます。

近畿大学法学部教授の林晃大委員でございます。

弁護士の堀田善之委員でございます。

今年度の審議会委員名簿につきましては、資料2として配付させていただいております。  
次に、事務局の出席者を紹介させていただきます。

総務局行政部長の西河でございます。

総務局行政部公開制度等担当課長代理の岡田でございます。

総務局行政部担当係長の石丸でございます。

総務局行政部担当係長の山本でございます。

総務局行政部行政課係員の栗本でございます。

なお、審議会の庶務につきましては、担当係長の石丸、係員の栗本が担当させていただきますので、宜しく願いいたします。

### 議題(1) 会長の選出及び会長代行の指名

#### 【川田公開制度等担当課長】

それでは、本日の議事につきましては、資料1「会議次第」をご確認いただきますようお願いいたします。

まず、議事(1)として、審議会の会長及び会長代行の選出をしていただきたいと存じます。  
審議会規則第2条第1項の規定により、審議会の会長は委員の皆様方の互選により定めていただくこととなっておりますので、会長の選出をお願いしたいと思います。

どなたかご意見はございませんでしょうか。

#### 【小岩井委員】

はい。

#### 【川田公開制度等担当課長】

小岩井委員、お願いします。

#### 【小岩井委員】

林委員を審議会会長として推薦いたします。

#### 【川田公開制度等担当課長】

ただ今、小岩井委員から、林委員をご推薦いただきましたが、いかがでしょうか。

#### 【委員一同】

異議なし。

#### 【川田公開制度等担当課長】

ありがとうございます。では、ご異議がないようですので、会長は林委員をお願いしたいと思います。

林委員、よろしいでしょうか。

【林会長】

はい。承知しました。

【川田公開制度等担当課長】

どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、恐れ入りますが、林会長、ご挨拶をお願いいたします。

【林会長】

ただいま会長に選出されました林でございますよろしく願いいたします。

大阪市は人口も多く、様々な点が注目を集める自治体でもございますので、緊張感を持って任務に当たらせていただきたいと思います。力不足ゆえに委員の皆様、事務局の皆様にご迷惑おかけすることもあるかと存じますけれども何卒よろしく願いいたします。

【川田公開制度等担当課長】

ありがとうございます。

それでは林会長、以後の議事進行をよろしく願いいたします。

【林会長】

それでは議事を進めてまいります。審議会規則第2条第3項の規定に基づき、会長代行の指名に移りたいと思います。

会長代行につきましては、堀田委員を指名したいと存じます。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【林会長】

はい。ありがとうございます。

堀田委員、お引き受けいただけますでしょうか。

【堀田委員】

はい。承知しました。

【林会長】

それでは、堀田委員、会長代行をよろしく願いいたします。一言ご挨拶をお願いいたします。

**【堀田会長代行】**

ただいまご指名いただきました堀田でございます。

会長代行ということで、林会長をお支えできるように精一杯頑張っ  
て参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします

議題(2) 部会の設置並びに部会長及び部会長代行の指名について

**【林会長】**

それでは、議事(2)として、大阪市個人情報保護に関する法律の施行等に関する条例第56条の規定に基づく部会の設置について審議したいと存じます。

部会は、同条の規定により審議会が指名する委員3人以上をもって構成することとされております。

審議未着手の審査請求案件が依然として多数ございますので、これまでと同様、2つの部会を設置したいと思ひます。

また、第1部会は植松委員、小岩井委員、小林委員とわたくしで、第2部会は堀田会長代行、荒木委員、奥村委員、丹羽委員で審議を行いたいと思ひます。

皆様の意見は、ございませんでしょうか。

**【委員一同】**

異議なし。

**【林会長】**

ご異議がないようですので、2つの部会を設置し、各部会において諮問案件について調査審議してまいります。

引き続きまして、審議会規則第5条第1項の規定に基づき、各部会に属する委員から当該各部会の部会長を指名させていただきたく存じます。

第1部会につきましては、私が部会長を務めさせていただき、第2部会につきましては、堀田会長代行に部会長をお願いしたいと存じますが、堀田委員、お引き受けいただけますでしょうか。

**【堀田会長代行】**

はい。お引き受けいたします。

**【林会長】**

それでは、塚田委員、会長代行と合わせて第2部会の部会長をよろしくお願ひいたします。

次に、次に各部会の部会長代行の選任に移りたいと思ひます。

部会長代行は各部会長より選任させていただきます。

第1部会については私が選任させていただきます。

第1部会の部会長代行は小岩井委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【小岩井委員】**

はい。お引き受けいたします。

**【林会長】**

第2部会については堀田部会長に部会長代行の選任をお願いいたします。

堀田部会長よろしく申し上げます。

**【堀田会長代行】**

了解しました。

第2部会の部会長代行は奥村委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【奥村委員】**

はい。お引き受けいたします。

**【林会長】**

堀田部会長ありがとうございます。

それでは、小岩井委員に第1部会長代行、奥村委員に第2部会長代行をお願いいたします。

次に、事務局から、議事(3)について、説明願います。

**議題(3) 個人情報保護審議会における審議状況及び審議会の運営について**

**【石丸担当係長】**

議事3につきまして、私の方から説明をさせていただきます。

資料3につきましては、審議会の審議の流れということで、審議案件ごとに審議会をどのように進めていくかについての資料になります。

事前に先生方の方にご説明しているものになりますので資料を見ていただきながら説明させていただきます。

審査請求に関して実施機関から主張書面等が提出され、論点整理表というものを事務局で作成します。

その後は実施機関の理由説明や審査請求人の口頭意見陳述を行いまして、何度か論点整理を踏まえながら審議を行い、答申を出すというのが審査請求の案件処理に関する流れになります。

これが審議会における、大半の案件になります。

次のページにつきまして、それ以外の案件、番号法に基づく審議もあり、番号法を取り扱う実施機関から点検依頼があり、事前の点検を行います。そして、事前審査の結果を踏まえ、

パブリックコメントを実施機関の方で行い、最終的にパブリックコメントの結果の報告を受けた上で、答申を出すという流れになります。

3つ目ですが、条例改正の場合につきましても、内容によっては諮問を行う必要があるものがありますので、諮問がなされたものについて論点整理を踏まえて、ご審議いただき、パブリックコメントを行った上で、答申を行う流れがあります。

以上が議事3になります。これにつきまして何かございますでしょうか。

**【委員一同】**

特になし。

**【石丸担当係長】**

承知しました。

それでは続きまして議事4でございます。

次の資料に基づいて令和6年度7年度の審議状況についてご説明させていただきます。

まず資料4-2につきましては、審査請求案件と処理状況の推移を、令和2年度から令和7年度までの状況を、お示しさせていただいております。

部長からも先ほどお話がありましたとおり、令和7年度末で282件が残っておりまして、そのうち248件（8割5分以上）が、同一請求人による請求ということになっているというのが、個人情報保護審議会の7年度末案件の状況になっております。

続きまして、資料4-3になります。

これが先ほど説明させていただきました番号法に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検についてということで、一定規模以上のマイナンバーを取り扱う業務を始めるに当たっては、事前に個人情報保護審議会の答申を受ける必要があるという制度を、大阪市は設けておりまして、令和6年及び7年度は6件、答申を出していただいているということになります。

これが資料4の議事の説明になりますが、議事の説明につきましては、何かございますでしょうか。

**【委員一同】**

特になし。

**【石丸担当係長】**

ありがとうございます。

それでは最後の議事、個人情報保護審議会の運営についてご説明させていただきます。

会議の開催方法になりますけれども、令和4年度より、各部会は、口頭意見陳述など必要があるときを除いて原則としてWeb会議の方法での開催による方法をとっておりますが、今年度も引き続きWeb会議の方法での開催を原則としての開催ということでよろしいでしょうか。

**【委員一同】**

異議なし。

**【石丸担当係長】**

ありがとうございます。

それでは審議資料につきましてですが、Web会議を行うにあたって、審議を迅速に行うために、審議資料は、事務局よりメールか、メールで送られない大容量のファイルの場合は本市で設けております大容量送受信サービスを利用して事前送付をさせていただきます。

その他、資料の取り扱いにつきましては資料5-2「大阪市個人情報保護審議会に係る各種資料の送付について」に記載しております。こちらは以前の個人情報審議会で決定しておりますので、ご確認いただければと思います。

米印で書いておりますとおり、審議会の委員におかれましては職務上知りえた秘密を漏らしてはならず、職を退いあっても同様ですので、ご注意くださいようお願いいたします。

最後に審議会のペーパーレス化について、全体会を除き、市役所本庁舎で審議を行う場合は、原則として、紙資料の配付、机上配付は行いません。皆様のところへ端末を置かせていただきますので、端末上で資料のご確認いただきます。ただし、対象文書が大量にある場合につきましては、紙の会議資料も併用して審議を行うこととさせていただきます。

以上が議事5についての説明とさせていただきますが何かございますでしょうか。

**【委員一同】**

質問なし。

**【林会長】**

それでは、これもちまして公開による審議を終了させていただきます。